

農整第732号
令和3年3月4日

富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平素は、本県農林水産行政について格段のご協力を賜り心から感謝申し上げます。つきましては、国土交通省より「『令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」（令和3年2月19日付け国会公契第37号ほか）が通知されたことに伴い、農林水産部所管の工事においても下記のとおり運用することとしたので、参考までに送付します。

記

1 特例措置の内容

「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和3年2月19日付け元農振第2766号）により令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和2年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して富山県の全職種単純平均で0.8%上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、以下の特例措置（1）、（2）を定め、工事の受注者に対し請負代金額の変更契約を行うものである。

特例措置（1）

・令和3年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の算出にあたって旧労務単価を適用したのものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

特例措置（２）

・令和３年２月２８日以前に契約を締結した工事のうち、３月１日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２５条第６項の運用について」（平成２６年２月１７日付け農企第４３号、農整第７９号）１．（１）及び２．から９．まで（５．（３）を除く。）の規定を準用するものとする。

２ その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

変更手続方法

発 注 者

↓ (特例措置の該当工事であることを説明)

受 注 者

↓ 特例措置 (1) の場合

(協議書によるとりかわし) …… 工事打合簿 (様式 52)

特例措置 (2) の場合

インフレスライド条項における対応措置を行う。

発 注 者

【特例措置 (1) に基づく変更】

↓ ※新労務単価及び当初契約時点 (R03. 3 月) の資材単価を反映した
適用世代「030301」により変更する。

受 注 者

国会公契第 37 号
国官技第 293 号
国营管第 468 号
国营計第 141 号
国港総第 615 号
国港技第 76 号
国空予管第 727 号
国空空技第 328 号
国空交企第 263 号
国北予第 55 号
令和 3 年 2 月 19 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

2. から 8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

令和3年3月から適用する 労務単価改定内容 (51職種)

コード	名称	単位	R2.3.1	R3.3.1	増減	
			(円)	(円)	(円)	(率)
R0001	特殊作業員	人	25,000	25,000	0	0.00%
R0002	普通作業員	人	20,100	20,100	0	0.00%
R0003	軽作業員	人	15,500	15,800	300	1.94%
R0004	とび工	人	26,300	26,300	0	0.00%
R0005	石工	人	24,400	24,400	0	0.00%
R0006	ブロック工	人	25,000	25,000	0	0.00%
R0007	電気	人	22,200	22,400	200	0.90%
R0008	鉄筋工	人	26,500	26,500	0	0.00%
R0009	溶接工	人	26,300	26,300	0	0.00%
R0010	特殊運転手	人	23,500	23,500	0	0.00%
R0011	一般運転手	人	19,400	19,700	300	1.55%
R0012	潜かん工	人	33,800	33,800	0	0.00%
R0013	削岩工	人	30,300	30,300	0	0.00%
R0014	トンネル特殊工	人	37,400	38,400	1,000	2.67%
R0015	トンネル作業員	人	25,200	26,100	900	3.57%
R0016	橋梁特殊工	人	29,200	29,600	400	1.37%
R0017	高級船員	人	26,800	26,800	0	0.00%
R0018	普通船員	人	22,300	22,600	300	1.35%
R0019	潜水士	人	43,000	43,000	0	0.00%
R0020	山林砂防工	人	25,100	25,100	0	0.00%
R0021	型枠工	人	25,900	25,900	0	0.00%
R0022	大工	人	24,400	24,900	500	2.05%
R0023	左官	人	24,200	24,900	700	2.89%
R0024	配管工	人	21,300	21,300	0	0.00%
R0025	はつり工	人	23,100	23,700	600	2.60%
R0026	橋梁塗装工	人	35,300	35,900	600	1.70%
R0027	造園工	人	20,100	20,100	0	0.00%
R0028	鉄骨工	人	25,700	26,300	600	2.33%
R0029	塗装工	人	25,600	26,400	800	3.13%
R0030	潜水連絡員	人	25,800	25,800	0	0.00%
R0031	潜水送気員	人	28,400	28,400	0	0.00%
R0032	防水工	人	23,800	23,800	0	0.00%
R0033	板金工	人	24,600	24,600	0	0.00%
R0034	タイル工	人	20,700	20,800	100	0.48%
R0035	サッシ工	人	26,300	26,700	400	1.52%
R0036	屋根ふき工	人	*	*		
R0037	ガラス工	人	23,400	23,400	0	0.00%
R0038	軌道工	人	35,400	35,400	0	0.00%
R0039	内装工	人	24,600	25,200	600	2.44%
R0041	建具工	人	20,300	20,300	0	0.00%
R0042	ダクト工	人	21,000	21,000	0	0.00%
R0043	保温工	人	22,400	22,400	0	0.00%
R0044	建築ブロック工	人	*	*		
R0045	設備機械工	人	22,600	22,900	300	1.33%
R0046	法面工	人	28,900	28,900	0	0.00%
R0047	土木一般世話役	人	22,700	23,300	600	2.64%
R0051	交通誘導警備員A	人	14,200	14,200	0	0.00%
R0052	交通誘導警備員B	人	12,900	13,100	200	1.55%
R0056	潜かん世話役	人	40,000	40,000	0	0.00%
R0057	トンネル世話役	人	39,900	39,900	0	0.00%
R0058	橋梁世話役	人	34,200	35,300	1,100	3.22%
	51 (実質49) 職種平均		25,816	26,031	214	0.83%

(参考 H31-R02 0.58%)